

○近江八幡市入札及び随意契約の結果の公表に関する取扱要領

平成24年4月1日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この要領は、近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号）に基づき執行する入札及び随意契約（以下「入札等」という。）の結果の公表に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(対象となる入札等)

第2条 この要領において公表の対象となる入札等（以下「公表対象入札等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円以下の入札等
- (2) 財産の買い入れ 80万円以下の入札等
- (3) 役務の提供 50万円以下の入札等

(公表の方法)

第3条 公表対象入札等の結果の公表は、公表を求める者（以下「請求者」という。）の請求により行うものとする。

2 請求者は、入札及び随意契約の結果の公表請求書（別記様式）に必要事項を記入し、公表対象入札等を執行した課等（以下「原課」という。）に提出するものとする。

3 原課の長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、適正と認めたときは、即時に公開対象入札等の結果を請求者に公表するものとする。この場合において、原課の長は、当該公表対象入札等の結果に係る個人情報の管理に十分留意しなければならない。

(公表の期間)

第4条 この要領に基づき公表対象入札等の結果を公表する期間は、当該公表対象入札等の落札者を決定した日の翌日から起算して1年とする。

2 前項に規定する期間を過ぎた場合の公表対象入札等の結果の公表に関しては、近江八幡市情報公開条例（平成22年近江八幡市条例第14号）の規定に基づき行う

ものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、公表対象入札等の結果の公表について必要な事項は、情報公開主管課長と工事等契約事務主管課長が協議して定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

入札及び随意契約の結果の公表請求書

年 月 日

近江八幡市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号 () —

(法人その他の団体にあつては事務所又は事業
所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり入札及び随意契約の結果の公表を請求します。

公表を請求する入札及 び随意契約の件名	
公表を請求する入札及 び随意契約の内容	
公 表 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付

(注) 1 請求する入札及び随意契約の件名及び内容については、できるだけ具体的に記入してください。

2 該当する□欄にチェックをしてください。